

令和7年10月2日

議員の辞職について

令和7年10月2日付けで、野々村博美議員から議長宛てに、一身上の都合により議員を辞職したいので許可されるよう、長野市議会会議規則第147条第1項の規定により辞職願が提出されました。

閉会中であることから、地方自治法第126条ただし書の規定により同日付けで議長が許可しましたので、お知らせいたします。

※本件についての問い合わせには、本日午後7時まで対応いたします。

【参考】地方自治法第126条

普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

議会事務局 総務議事調査課

(課長) 竹内 徹

(担当) 宮沢 彰

TEL : 026-224-5057

FAX : 026-224-5105

E-mail : gikai@city.nagano.lg.jp